

2012年後期 江戸の本づくり

第8回 江戸の特殊な出版事情

はしぐち 橋口
こうのすけ 侯之介



本屋を知る手始めに、かれらが組織をつくって活動していたことを把握しておきたい。この集団性が、江戸時代の書物のありかたを大きく決めていたからである。

重板と再板は大違い、本屋の用語

本屋仲間の最も重要な仕事は、仲間の成員が申請してくる新刊本の適否を判断することである。それが代表者である行事の主たる役割だった。本屋自身が使っていた用語を理解する必要がある。またそのことばを知ることで、彼らの仕事の中身がよく見えてくる。

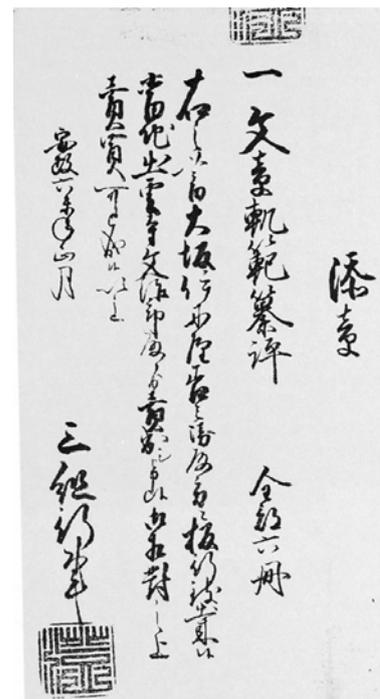
このように本屋が仲間をつくって活動したのは、事業を独占する意図よりも、既存の出版権を脅かすことが困るからである。

- しゅっぱん 出板 本屋仲間で出す本をいう。今日の出版より限定された用語である。
- はんこう 板行 板木を彫って書物とする行為。
- かいばん 開板 古来より存在しない書物を新たに板木に彫ること。
- いたかぶ 板株 はんかぶとも。板木所有の権利（出版権）をいう。仲間がそれを証明する帳面をつけていた。
- もとばん 元板 すでにできている書物。またその板株。
- はんもと 板元 板株をもっている本屋のこと。
- るいはん 類板 元板から一部を抜き書きしたり、外題をすりかえただけの模倣書物。
- じゅうはん 重板 内容が同じものを無断で刻して出すこと。もっとも厳しく断罪した。
- さいはん 再板 板木が傷んだり焼失したとき、合法的に再び刻して出すこと。行事に申請した。
- ぞうばん 蔵板 寺院や素人が独自に開板して、その板木を所有しているもの。
- ぜっばん 絶板 出版許可の出ない本や、禁書の板木を焼却処分し廃棄させること。
- あいばん 相板 合板、相合板とも。複数の本屋で共同出板すること。その出资比例に応じて板賃が発生する。
- いたちん 板賃 はんちんとも。相板の本を刷り出すとき、板木所有の割合に応じて出す配当。
- やけはん 焼板 板木が焼けて消失した本でも板株は存続する。仲間が保証する。
- とめいた 留板 相板のとき、他者が勝手に増刷しないように板木の一部を所有しておくこと。

板木の売買 板株とは

出版に際して本屋仲間の認可が得られると「添章」(右の図)が交付される。いわば出版許可証で、それで板株が発生したとみなされる。これは板木という財産が担保されている。その都市でしか通用しないが、三都のほかの都市の仲間にもこれを送って、かわりにその土地の添章を取得することができた。そこではじめて全国的に流通させることができるのである。それほど、添章を出すことに手間と重みをおいていた。

町版は後に板木を売り、他の本屋が増刷して売るようになったときも、刊記(奥付など)には増刷時の板株持ち主に板元名を直して修正するが、初版の年月を残しておくのが習慣である。再版によって新たに添章をもらったときには新しい再版年月に修正するが、ふつうは板元名



のところを新たな板株所有者に書き換えるだけで、年代は変えないものなのである。今日、江戸の版本を調べるとき、刊記などに出てくる年代と刊行年代と実際の印刷年代のずれがわかりにくいのはそのためである。しかし、こういう事情を知れば、その理由が納得できるだろう。

→『小野愚村嘘字尽』(おののばかむらうそじづくし)という和歌の文字を勉強する教科書『小野篁村歌字尽』(おののたかむらかじづくし)のパロディ本。紙屋利助が初刷、英文蔵は板木を譲り受けて増刷した。求板とある。株は持っているかぎり永代にわたっ



て有効だったが、それを本屋間で自由に売買することができた(板木市)。江戸時代の特徴は、出版権が株になっていたことで、売買が盛んにおこなわれたところにあった。この株を買ったことを求板(きゅうばん)というが、権利はそちらに移る。

共同出版=相合板

さらに、一軒で単独の株を持つ以外に、2軒以上の本屋で出資し合って刊行することもあった。一軒で持つことを「丸株」といい、複数で共同出版するのを「相板」、もしくは「相合株」といった。相合株とは、参加した本屋がその出資割合に応じて板株をもつこと

である。このように江戸時代の出版には、板株という制度と相合板という独特の商法とがあったところに特徴があった。

さらに株は分割したり統合したりすることができた。最初、丸株だったものを何軒かに分割して売ることもあった。相合は、最初から共同開板だったときと、このように途中で分割されることがあった。逆に、相合株を買い集めてまとめてしまうことも可能だった。だから、十軒で相合株を持っていたうち、ほかの二軒分を買い取って「十軒之三軒分」という持ち方もあった。

あくまでも本屋の持つ株であって、仲間に入っていない衆外の者や素人には権利が及ばない。また、出版権に相当するものであって、著作権ではないから著者には関係がない。

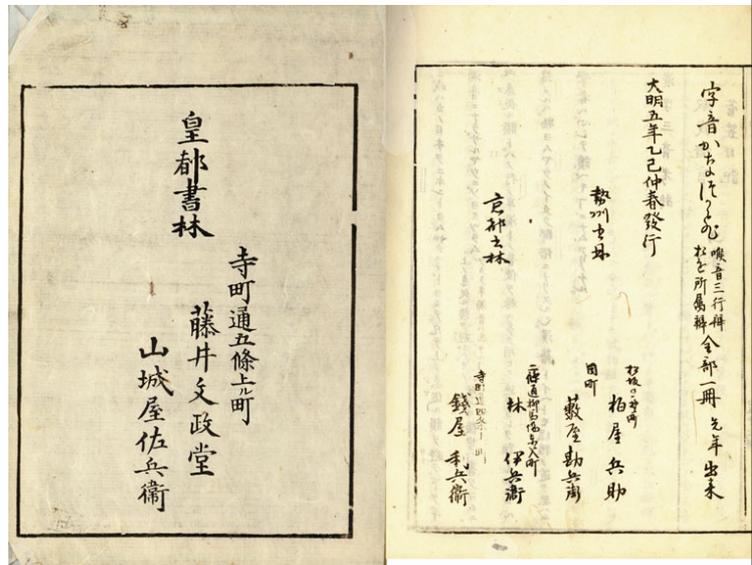
株の配当「板賃」

板株とセットになっているのが「板賃」(「はんちん」とも読めるが「いたちん」と読むのが多数派)である。

これは板株の見返りとして受け取る一種の配当である。その基礎となるのは、出版コストの中における板木関係の代金に相当する部分が元になってはじき出す金額である。

とくに物之本のように一回に刷る部数は少ないが、長く売れる可能性の高い商品の場合、初版初刷だけで原価をすべて吸収することは不可能である。そこで、一定期間何度か増刷をすることを前提にコストを分散しておくのだ。それを決めておくのが板賃である。原価償却のことである。

相合板のときは、共同出資者に発行部数に応じた配当をする。それが板賃で、一部売れたらいくらか決めておく。この配当を目当て共同出資するのである。



本居宣長『漢字三音考』。4軒の本屋の名が並ぶ。伊勢と京都の本屋の相合板。ただし、京都の銭屋利兵衛が代表。左は山城屋佐兵衛がこの板木を買って増刷したことを示す。

板株売買を申請する書類

相合板にうまみがあったのは、増刷するたびに入る板賃だけでなく、その株を売ることができたことだ。よく売れる本なら人気があって高く売れる。

板株を売買して所有者が異動したときは、書類にして本屋仲間行事に申請した。どの本の株の持ち分、をいつ、誰から誰へ売買したかを「一札」にして書くのである。右図はその実物の文書で、4種の本の板木をいくらで、誰から誰へ売ったかを証明する。



板株移動を証明する書類

上記の文書を仲間行司に申請すると、仲間が管理している原簿を書き直してくれる。開板のさいに割印帳があったように、たえずおきる板株の移動や分割・統合などを把握しておくために、本屋行事は本ごとに板株所有者を登録した帳面も用意していたのだ。

大坂には、どの本についてだれが板株を持っているか、ということの本屋仲間が組織的に把握していた記録として「板木総目録株帳」（寛政二年改正）と「図書板木目録」とが残っている（いずれも『大坂本屋仲間記録』所収）。

本屋の周辺

本屋は仲間に加えると「本屋仲間株」を取得できる。成員はこの株によって保証されていた。人数に制限はなく、そういう意味で排他的なほかの業種とは異なる。

* 出版せずに販売のみの店も多数あった。「売子」とか「世子子」と呼ばれる小さな店ないしは行商人で、仲間の本屋を「売親」にして所属していた。売子は、親から本を仕入れたり、逆に買入れた古本を持ち込んだりして商売していた。また、貸本屋も普及していたが、その多くは行商人として町の隅々まで入りこんだ。地方でも本が普及するのは、主に貸本屋のおかげである。この貸本屋に本を卸すのも仲間の成員に限られた。

大衆本の組織

以上は物之本の組織であって、草紙などの大衆本の側は別の組織だった。

京都では、任意の集まりである草紙屋中や、音曲などの小型本や一枚刷を扱う小草紙屋中ができ、書林仲間に従属する形をとった。

大坂では享保期になって、大衆本だけの本屋が集まって草紙屋中を作っていた。江戸では、大衆本は地本問屋といい、仲間は享保期にいったんできたが事実上機能せず、寛政頃（1790年代）仲間ができた。本屋仲間と連携をとった。

進化しすぎた江戸の出版形態

以上見てきたように、江戸時代は板木の権利を中心に出版の体制が築き上げられてきた。その結果、活気ある出版状況をつくりだしたといえる。相合板などは親しい者で組むわけだが、本屋同士の結束が固かったことを示す。しかし、この仕組みはその内部だけで進化しすぎた。明治に入って活版印刷が導入されると「板木」にまつわる権利は意味がなくなり、仲間の結束より競争社会になる。進化しすぎは、環境の変化に耐えられなかった。それまで、二百年以上代々続いてきた江戸時代からの本屋は、明治20、30年代で大半が消えてしまう。

講義の要旨は pdf にするので、http://www.book-seishindo.jp/seikei_tanq/でダウンロードを。

質問は、専用メールでいつでも。 khashi@s.email.ne.jp

参考文献：

蒔田稲城『京阪書籍商史』昭和5年、43年

大阪府立中之島図書館編『大坂本屋仲間記録』全18巻、昭和五十年、清文堂出版発売